

令和 4 年

亀山市教育委員会 2 月定例会会議録

亀山市教育委員会 2月定例会会議録

1. 日 時

令和4年2月22日（火）午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 大会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	宮 村 由 久
2番委員	宮 西 寛
3番委員	吉 岡 洋 子
4番委員	若 林 喜美代

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長	岡 安 賢 二
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
図書館長	井 上 香代子
副参事（図書館整備担当）（以下図書副参事という。）	小 坂 博 文
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
生涯学習課副参事（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保健「GLという。）	渡 邊 尚 也
教育総務課主任主査（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 議席の決定について

教育長 委員の改任があったので、亀山市教育委員会会議規則第3条第1項に基づき議席を決定するため、くじ引きを行う。
(くじにて議席を決定し、各委員は議席順に着席)

7. 教育長職務代理者の指名について

教育長 教育長職務代理者の指名について、事務局の説明を求める。
総務課長 教育長職務代理者の指名につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、「教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」とあり、また、亀山市教育委員会教育長の職務を代理する者の指名に関する規則第2条第1項において「教育長は、教育委員会の会議において、教育長または委員の改選ごとに職務代理者を指名するものとする。」とありますので、教育長から職務代理者の指名をお願いします。
教育長 それでは、亀山市教育委員会教育長の職務を代理する者の指名に関する規則第2条第1項の規定により、教育長職務代理者に宮村委員を指名する。
(辞令交付)

8. 会議録署名者指名

1番委員 (宮 村 由 久 委員)

2番委員 (宮 西 寛 委員)

9. 教育長報告

教育長 (令和4年2月定例会教育長報告に基づき報告)
(質問はなく、教育長報告を終わる。)

10. 議事

教育長 議案第2号「令和4年度亀山市教育関係者の研修方針について」事務局の説明を求める。
教育部長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第8号及び

亀山市教育委員会事務委任規則第2条第4号により、令和4年度亀山市教育関係職員の研修方針を定めることについて、委員会の議決を求めるものです。

学校課長 (資料に基づき説明)

教育長 この案件については、議決の後、校長や教職員に周知させていただく。学校長は、この方針を基に、来年度の学校経営方針や研修方針を各校で定めることとなっている。このことから、なるべく早く学校へ周知する必要があるため、今月定例会の議案とさせていただいている。ご意見等如何か。

若林委員 内容について異論はない。質問として、資料の裏面に「保幼小、小小、小中の連携した」とあるが、認定こども園を意味する「認」は必要ないのか。

教研GL ご指摘の部分については、検討させていただきます。

教育長 社会的には「保幼認」という言い方に徐々に変化してきているため、「認」を追記する形になろうかと考える。

今回は、国や県からも大きな方針の変更は示されていないため、市としても軽微な修正とさせていただいている。ご指摘のあった点について、事務局で修正した後、私に一任していただきたいと考えるが、如何か。

委員全員 異議なし。

(ほかに質問はなく、議案第2号については可決される。)

1 1. 協議事項

教育長 協議事項1「令和3年度幼稚園修了証書授与式及び小中学校卒業証書授与式にかかる告辞について」説明を求める。

教育部長 事務局の朗読を説明といたします。

(総務GL幼稚園卒園証書授与式告辞朗読)

宮村委員 例年、非常に格調高い告辞という印象を受ける。質問として、「かめやまお茶の間10選」にも掲げて」とあるが、保護者はこれを聞いた時に理解できるものか。式の際には、「かめやまお茶の間10選」に関する資料か何かを配る予定であるのか。

参事生課長 お茶の間10選の取組につきましては、1学期に、また2学期10月の強化週間についても、それぞれの園で取り組んでいただいておりますので、事業

についてご理解いただいていると考えています。卒園式において、啓発に関する資料等の配布は予定していません。

学校課長

入園式であれば配布しなければ分からない保護者がみえる可能性があります。様々な取組を経て卒園に至っていますので、内容についてはご理解いただいていると考えています。

教育長

次に小学校の告辞について説明を求める。

(総務G L小学校卒業証書授与式告辞朗読)

若林委員

内容について異論はないが、2段落目の「卒業生の皆さんに」の後に「、」を打つと読みやすいため、追記願いたい。

宮村委員

非常に良い内容で敬意を表する。小学生の作文例であるため、修正は難しいかもしれないが、作文の中に「時々母からも学校の先生からも褒められます」とあるが、父から褒められることはないのかと感じた。ジェンダーな部分もある一方で作文の紹介の部分であるため難しいが如何か。

教育長

「親からも」と修正するか。若しくは「父母」とするか。特に作者等を紹介しているものではなく、修正については問題ないと考える。

若林委員

どちらかという「親から」の方が良く感じられる。

学校課長

「両親」でもいいと考えます。

宮村委員

そもそもこの文面でいいのであれば、修正が必ず必要というわけではないが。意見としてである。

若林委員

この作文からは、作者が接する時間が一番長いのが母だったのかと感じられる。自然な文面だとは感じる。

教育長

この部分については事務局にて検討させていただくことではないか。

委員全員

了承。

宮村委員

どちらになっても異論はない。

教育長

次に中学校の告辞について説明を求める。

(総務G L中学校卒業証書授与式告辞朗読)

教育長

文中の松山さんの作文は、中学校人権作文コンテストで最優秀の内閣総理大臣賞を受賞した作品のものである。

若林委員

非常に良く練っていただき、またいい作文を取り上げていただ

き感謝する。この作文を受けて、「自分の気持ちを紡ぐ」という表現があるが、「紡ぐ」というと「糸」を思い出すが、ここでは「気持ち」を紡ぐという意味と捉えた。告辞案を読むと、自分が思っていること、いろいろな想いを積み重ねていって、或いはいろいろな気持ちを繋いでいって、それが行動に繋がっていくことだろうという感じを受けたが、今回の「紡ぐ」というのは、「人生を紡ぐ」や「夢を紡ぐ」といった様々な使い方がある中で、どのような意味合いで使っているのか。

宮村委員 私も個人的にこの言葉について調べてみたが、「中学生に分かる言葉で言うと・・・」と書いてあったため、中学生でも分かる言葉であるのかどうか疑問に感じた。中学生に対して使用してもいいのかという懸念も感じた。短い言葉で端的に表すには他の文言がないので適正だと考えるが、若林委員と同様、確認させていただきたいと思っていた。

学校課長 自分の気持ちはなかなか形にならないものであり、それを徐々に形にしていって行動に移していくものと考えます。そういった意味では、もやもやとした気持ちを行動に移していく過程を示しているもので、この事を端的に表現する言葉は、すぐに思い浮かびませんが、この文言が分かりにくいとなれば、少し検討をさせていただきたいと思います。

教育長 この作文の作者には、言葉を発するかどうかという葛藤があったと考える。その葛藤は大事であるということを示しているのではないかと認識している。ただ委員ご指摘のとおり、確かに、中学生に「自分の気持ちを紡ぐ」と言われてもピンとくるかどうか分からない感を受ける。事務局の方で検討いただくということでもいいか。

委員全員 了承。

宮村委員 「松山さん」という名前を出さないといけないのか。亀山市でも県内の方でもないが。

教育長 中学校人権作文コンテストの入賞作品であるため問題ないと考えているが、事務局如何か。

学校課長 例えば、「人権作文の入賞作品を紹介します」等、名前に変わる表現方法を含め、検討させていただきます。

教育長 検討の結果について私に一任していただけるか。

委員全員 了承。

1 2. 報告事項

教育長 報告事項1「市内幼稚園・小学校・中学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「令和4年3月亀山市議会定例会資料について」説明を求める。
(参事生課長詳細説明)

教育長 今月25日に3月市議会定例会が開会するが、その議会に提出する資料について報告させていただくというものである。今まで検討を重ねてきた結果として資料を整理させていただいたものであるが、確認事項等あるか。

宮村委員 1点目、資料3の職員体制について、行政職員は5～6人とあり、まだ確定はしていないように見受けられるが、その下の業務委託職員に関する記述の中で「行政職員の配置人数を5人」としている部分を「5～6人」とする必要はないのか。

2点目、13ページの予算措置について、来年度予算案として図書購入費が1,000万となっていたと思うが、今年度はどの程度か。

3点目、資料4の駐車場について、17～8名の職員は空いていれば駐車場を使用するという記述が見受けられるが、普段はどこへ駐車するのか。

4点目、駐輪場は何台停めることができるのか。

参事生課長 1点目、職員体制の行政職員の人数については、想定業務量の算定により職員数を17名としています。市職員を6名とすると、業務委託職員の配置職員が少なくなることとなり17名を確保できなくなる可能性があるため、行政職員を最低人数の5名として業務委託職員の算定を行っています。

図書館長 2点目について、本年度の図書購入費は500万円を計上させていただいています。

参事生課長 3点目について、職員駐車場はオープン当初の利用台数の想定

は難しいですが、利用者でいっぱいになった場合は、周辺市有地の駐車場の利用を考えています。第1愛護園西側の旧裁判所跡や休日等でイベントを行っている時は難しいですが文化会館駐車場等が考えられる場所です。

宮村委員 職員やボランティアの方々が第一愛護園近くの駐車場を使用すると考えた時に、女性の方も多いと考えられるし、開館時間が長く午後9時を過ぎることを考えると、やはり職員の働きやすい環境については念頭に置いて考えた方がいいのではないかと感じた。

参事生課長 駐車場の想定台数は93台であり、地下駐車場と西側駐車場で約100台駐車できるため、その範囲で収まるのではないかと考えています。利用状況にもよりますが、北側駐車場が利用できれば職員駐車場としての使用を視野に入れています。ただ、財政厳しい中ですので、利用者の方々の駐車場という目的も含めまして、120台の駐車場を確保したところです。

教育長 ボランティアの方々まで距離のある第一愛護園近くの駐車場を使用することは想定していないということでしょうか。

参事生課長 利用状況にもよりますが、基本的には周辺の駐車場を使用いただくことを想定していますし、イベント等で多くの方の来館が見込まれる場合は、文化会館等に事前許可をいただき駐車場をお借りする等柔軟な対応を行っていきたいと考えています。

若林委員 資料7ページの2(3)アの減免について、「三重おもいやり駐車場利用証の交付を受けることができる者について」とあるが、一方17ページの表の下では、「三重おもいやり駐車場利用証の交付を受けている方」とある。これは同じ意味ではないと考えるが、違うことを言っているものなのか。

参事生課長 基本的には双方とも第6条第3項の市長が特に必要と認めたとときの説明であるため、同じ文章のものです。規則を資料として整理したもので、文章説明に齟齬が生じていますが。

教育長 教育委員会会議としては報告事項の資料であるが、修正は可能か。

参事生課長 市議会の資料といたしましても、開会前ですので修正可能と考えています。確認いたします。

教育長 若林委員のご指摘のとおり、2つの文面を読むと大きく意味が異なるため、修正を含めた検討を事務局にお願いしたい。

- 参事生課長 齟齬のないよう修正いたします。7ページの文言にある「三重おもいやり駐車場利用証の交付を受けることができる者について」というように、より幅広い方が受けることができるようにする方向で修正させていただきます。
- 吉岡委員 資料3ページの第5条「再任されることがきる。」について、「再任されることがきる。」と思われる。
- 参事生課長 修正いたします。
- 吉岡委員 同じく第6条の表中について、「1時間以内であるときは200円」としているが、17ページの表では1時間以内は200円とあるものの、1時間～1時間30分の料金が300円となっている。不具合等はないか。
- 教育長 1時間を超えて1時間30分までが300円と考えられる。
- 参事生課長 17ページの表では1時間がダブっているとも考えられますので、整合させるよう修正を考えさせていただきます。
- 宮村委員 先ほどのおもいやり駐車場について、「三重おもいやり駐車場利用証の交付を受けることができる者」という方向になったが、これは交付を受けていないが、その交付の基準に何らかの理由により達しているとなれば対象となるということか。
- 参事生課長 規則の表現でいきますと、交付の有無に関わらず、障がい等の程度により対象となるものと考えています。
- 宮村委員 現場でどういう確認を行うのか。交付を受けている方であればスムーズに確認はできると考えられるが。
- 参事生課長 資料10ページに対象となる障がいの程度等を記載させていただいていますが、障がい者手帳や介護保険証による要介護の区分、または母子健康手帳等で確認させていただくことになろうかと考えています。
- 教育長 これまで教育委員会で協議を行ってきた中では、「必ずしも交付を受けていなくても、交付の対象とみなされたものは減免を受けられる。その判断は館長が行う。」といった事務局側の考え方があったが、その判断を今回、宮村委員が本当に現場で可能であるのかを問うている。重要なことであると考えますが、例えば足を怪我された方や妊婦さん等、判断が可能か。
- 参事生課長 基本的には手帳等をお持ちだと思いますので、その判断になろうかと想定されますが、聞き取りの中で館長判断となれば、その

範疇で認めることも可能ではないかと考えています。

教育長 この際、何かを証明できるものを提示することを徹底してはどうか。運営の中では館長が不在の場合もあり、その時は館長以外のものが判断することになるかと考えられる。

図書館長 まず図書館利用において2時間以内の駐車が無料（全額減免）という点と、思いやり駐車場については歩行が困難な方が対象となりますので、そのような視点で聞き取りを行うという手法があるのではないかと考えています。

教育長 聞き取りを行い対応しますという風にとれるが、問題ないのか。
宮村委員 おもいやり駐車場は1か所か。

参事生課長 スペースとしては1か所です。身体障がい者用駐車場を1台、おもいやり駐車場をそれぞれ1台確保していますが、この減免対象は、それ以外の地下駐車場のどのスペースに駐車した方でも問題ありません。

宮村委員 では、対象者はおもいやり駐車場が空いていれば、そこに駐車しても問題ないのか。

参事生課長 問題ありません。

宮村委員 空いていない場合に他の駐車場に駐車すれば減免対象という理解か。

参事生課長 そのとおりです。

教育長 無料（全額減免）の判断を、利用証や母子健康手帳の提示が無くとも、館長判断で行うという事務局の判断であるが、如何か。

参事生課長 宮村委員のご指摘については、何を根拠に館長判断を行うのかという部分であると認識しています。やはり減免措置を行う中では客観的な確認も必要であると考えます。基本的には利用証にて確認を行いたいのですが、図書館利用の際にお持ちでない方も想定されることから、きっちりと事情をお聞かせいただき、判断が可能であれば、減免の対象とさせていただきたいと思えます。

宮村委員 規則によると「減免できる」となっているが、その中で利用証を持っていれば問題ないが、利用証を持っていなければ減免は難しいという考え方でいいのではないか。持っていない方に対して、「行政の公平性から言って減免を受ける権利がありますよ」といちいち職員が周知、PRを行うのか。そうであれば、職員の相当な負担にも繋がるのではないか。減免はできるが、実際減免を行

- うのは利用証を提示したものだけという整理ではいけないのか。
- 教育長 三重おもいやり駐車場利用証はどこで交付していただけるものか。
- 参事生課長 県の取り扱いですが、市町の窓口で交付していると聞いています。
- 教育長 亀山市ではどこか。
- 参事生課長 福祉部局と思いますが、正確には確認させていただきます。
- 教育長 大型商業施設等のおもいやり駐車場でも「交付を受けている方以外は停めないでください」というような運動が展開されている。本当に停めたい人が停められないからだと考えられるが、資料の7ページと17ページの書き方が随分違うため、どちらに合わせるのかということだと思うが、今までの話を考えると、17ページの「三重おもいやり駐車場利用証の交付を受けている方」に合わせた方がいいのではないかと感じる。
- 参事生課長 若林委員からご指摘をいただいた時に、より広い意味でということと7ページの「三重おもいやり駐車場利用証の交付を受けることができる方」に合わせるようにと発言させていただきましたが、宮村委員と教育長のご指摘を受けまして、実際の運用上支障があるということであれば、対象者の範囲は狭まりますが、17ページの「三重おもいやり駐車場利用証の交付を受けている方」に合わせていきたいと思えます。
- 教育長 原則を17ページの方、いわゆる利用証の提示を求めることとし、例外として、利用証が無くとも明らかに分かる場合は対象とするというような考え方で進めるということでもいいか。
- 委員全員 了承。
- 図書副参事 4点目の駐輪場については、区画があるわけではなく、止め方にもよりますが、おおよそ20～30台程度を想定しています。
- 教育長 駐輪場であるため、自転車だけとは限らないという認識でいいか。
- 図書副参事 そのとおりです。
- 参事生課長 正式な駐車台数については、確認させていただきます。
- 教育長 何点か修正点としてご意見をいただいたため、修正させていただきます議会に臨むこととする。
- (ほかに質問はなく、報告を終わる。)

- 教育長 報告事項3「令和3年度3月教育委員会事務局補正予算の概要について」説明を求める。
(教育部長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項4「令和4年度当初予算案(教育費)について」説明を求める。
(教育部長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項5「生徒指導について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項6「亀山市保幼認小接続カリキュラム及び亀山市保幼認共通カリキュラムの改訂について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項7「図書館利用状況について」説明を求める。
(図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項8「教育委員会行事報告について」説明を求める。
(総務課長、学校課長、参事生課長、図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項9「後援事業について」
(総務課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

13. その他

- ・小学校従事者を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る社会的検査(PCR検査)の実施について

- (教育部長詳細説明)
- ・ 亀山市新型コロナウイルスワクチン接種計画（5～11歳、1・2回目）について
- (教育部長詳細説明)
- ・ 請願について
- (学校教育課長詳細説明)
- ・ 令和3年度 卒業証書授与式及び修了証書授与式について
- (教育総務課長詳細説明)

14. 閉会

午後3時38分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1番委員

2番委員